

平成 21 年 12 月 11 日

環境影響評価制度に関する意見発表要旨

(社)日本環境アセスメント協会

会長 栗本 洋二

< 発表者 > 副会長 梶谷 修

社団法人日本環境アセスメント協会は、環境アセスメントに関する技術向上と人材育成、情報の普及・啓蒙を目指す団体として、昭和 53 年 1 月の設立以来、31 年間にわたり積極的な活動を展開してまいりました。特に、技術セミナーや研修会の開催回数は延べ 880 回を超え、参加人数も 45000 人に達しております。機関誌の「J E A S ニュース」は発行回数 124 回に及び約 2600 部を年 4 回発行し、環境アセスメントの広報・普及に貢献してまいりました。このような継続的な活動が、環境アセスメント技術者等の技術向上、ひいては環境アセスメントによる我が国における開発事業等に伴う環境影響の未然防止などに多大な貢献を果たしてきたと思います。今回の環境影響評価制度の意見につきまして、以下の項目について述べさせていただきます。

(1) 対象事業について

放射性廃棄物最終処分場、二酸化炭素の回収・貯留(C C S)に加えて、海洋資源開発、施設の撤去・解体の事業についても調査・検討を進める。風力発電は対象事業として加える必要がある。

(2) スコ - ピングについて

方法書段階の説明会を義務付ける。制度理解を進めるため、国・地方自治体は率先して環境影響評価に係る住民への講座等キャパシティビルディングを行う。

(3) 事業への反映

環境影響の不確実性や環境保全措置の効果について、今後、検証することが必要であるので、法アセスの実績が積み重ねられている中で、事後評価(フォローアップ)を行う仕組みを取り入れることが重要であり、法制度に事後調査を位置づける必要がある

(4) 情報交流

過去に実施されたアセス図書やデータは重要な環境情報であることから、図書の電子的縦覧とセットで環境情報システムを整備し、情報の提供や共有化及び図書の閲覧サービスの充実を図る必要がある。

(5) 環境影響評価の内容及び技術 (ポジティブアセスへの転換)

環境影響評価では、公害問題からくる環境負荷のイメージが大きく、事業による環境改善、地域環境づくりへの貢献というポジティブアセスの観点を持つことが重要である。

(6) 資格制度活用による人材育成の推進

当協会では、環境アセスメント実務的的確な実施と環境アセスメントの信頼性向上に資するべく、協会認定資格「環境アセスメント士」を平成 17 年に創設し、現在 363 名の環境アセスメント士がいます。こうした資格制度活用による技術レベルの向上と社会的信頼性の向上を図っていく必要がある。

以 上